

開発事業の構想に関する説明を受ける住民の皆さんへ

横浜市内で、開発行為、大規模な共同住宅の建築等の開発事業を行う場合、横浜市開発事業の調整等に関する条例で、次のような手続きを定めています。

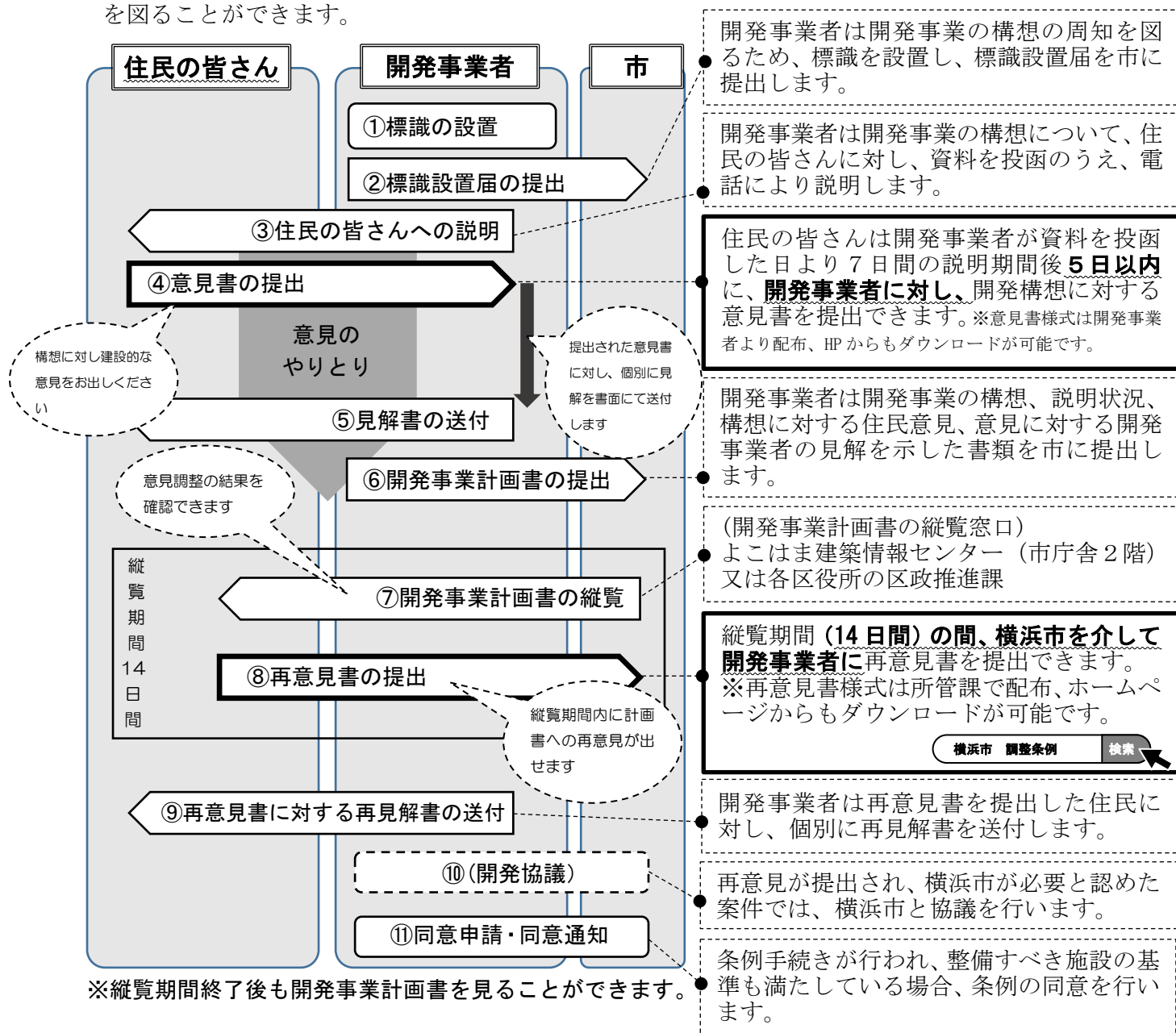
- ・ 開発事業を行おうとしている開発事業者による、開発事業の構想の周知、説明
- ・ 開発事業の構想に対する住民の皆さんからの意見聴取に関する手続き
- ・ 地域まちづくり計画及び周辺環境への配慮等に関する開発事業者と横浜市との協議

新型コロナウイルス感染症に係る緊急対応のための説明方法について

新型コロナウイルス感染症対策の観点から、条例第 11 条に基づく住民への説明において、人と人との対面説明を可能な限り控えるため、当面の間は、説明資料を投函し、本資料の裏面に示す訪問者より電話による説明を受けてご意見をいただくという方法を運用します。

条例手続きの流れ

開発事業区域の周辺住民の皆さんは、地域におけるまちづくりを担う一員として、意見を出すことにより（**下図の④意見書の提出及び⑧再意見書の提出**）、開発事業者と開発事業の構想について調整を図ることができます。



条例上の説明範囲・説明方法について

説明範囲 (近接住民の皆さん)	開発事業区域から 15m 範囲内の土地所有者、建物所有者、建物占有者
--------------------	------------------------------------

資料投函日・説明期間・意見書の提出期限・訪問者について

※計画内容については下記の訪問者(開発事業の構想に関する説明者)に直接お問い合わせください。

資料投函日等について

<input type="checkbox"/>	令和 年 月 日に説明資料一式と意見書の様式を投函致しました。 新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、電話にてご説明を致しますので、お手数おかけしますが、令和 年 月 日までに訪問者の連絡先までお電話いただきますようお願い致します。お電話を折り返しのうえ、投函した資料についてご説明いたします。 令和 年 月 日までにご連絡をいただけない場合は、先日投函した資料をご確認いただくことで、説明に代えさせていただきます。 計画に対するご意見がある場合、意見書の様式にご記入ください。
--------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

意見書の提出期限

次の期日までに開発事業の構想に対する意見を記載した意見書を開発事業者に提出することができます。(提出期限は、訪問者側で記入します。)

令和 年 月 日 () 消印有効

訪問者(開発事業の構想に関する説明者)

(氏名)
(連絡先)
(説明対応 時間帯)

横浜市の所管課・お問合せ先について

※手続きについてご不明な点があれば、次のチェック欄が付いている部署までお問い合わせください。

	担当課	エリア別	電話番号
<input type="checkbox"/>	建築局 宅地審査課	北部 (緑・青葉・都筑)	045-671-4515
<input type="checkbox"/>	〃	西部 (南・保土ヶ谷・旭・瀬谷・泉)	045-671-4516
<input type="checkbox"/>	〃	南部 (港南・磯子・金沢・戸塚・栄)	045-671-4517
<input type="checkbox"/>	〃	東部 (鶴見・神奈川・西・中・港北)	045-671-4518
<input type="checkbox"/>	建築局 調整区域課	調整区域全域	045-671-4521
<input type="checkbox"/>	建築局 情報相談課		045-671-2350